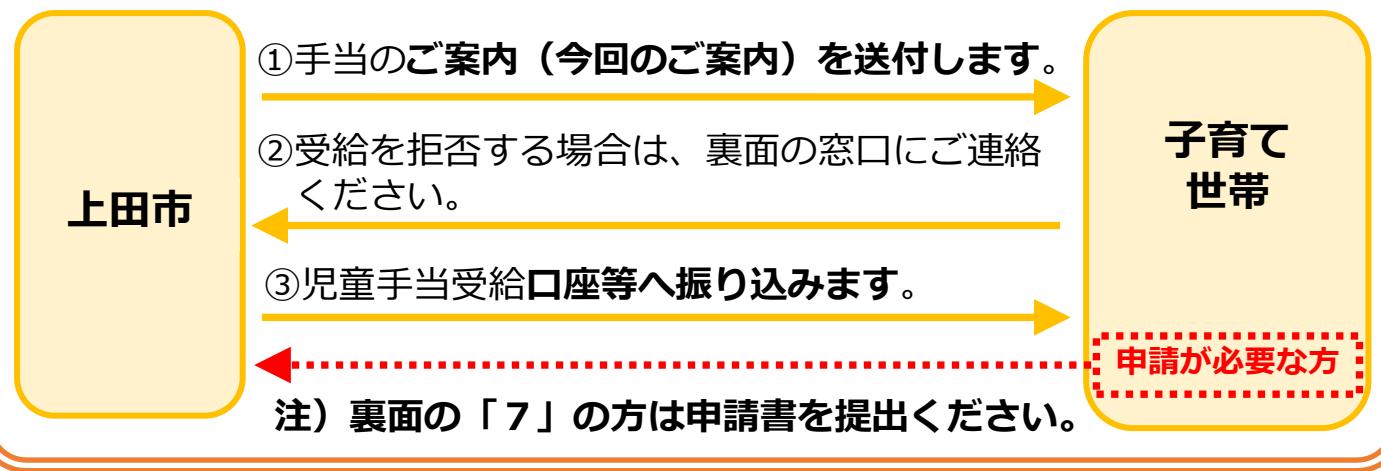


対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則 **申請は不要** です。（注）申請が必要な方は裏面「7」をご覧ください。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) **令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童**（※令和7年9月に出生した児童については10月分）
(2) **令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童**

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記（1）の**児童手当受給者**、または上記（2）の**保護者のうち生計を維持する程度の高い者**

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき**2万円（1回限り）**です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

上田市では、3月下旬から順次支給を開始する予定です。

注) 裏面「7」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

5. 受給を拒否できるの？【受給拒否】

受給を拒否される場合は、このご案内到着後2週間以内に、裏面記載の窓口までご連絡ください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

6. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

(1) 児童手当受給者

原則、令和7年10月支給時の児童手当受給口座（※）に申請の必要のない方式で振り込みます。

（※令和7年9月以降に口座変更手続きをした方は変更後の口座になります）

(2) 申請を行った保護者（「7」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、

令和8年2月末までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

7. 次に記載する方は申請が原則必要です。

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
(児童手当認定請求書または額改定届を提出した方は申請不要です)
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

8. こんなときはどうなるの？

■引っ越しした場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、**引越し前の市町村（9月分を支給した市町村）**にお問い合わせください。

■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～ 公務員の方は、まずは所属庁（職場）に手続きについてご確認ください。円滑な事務処理のため、令和8年4月30日までを目安に下記窓口へ申請書をご提出くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ先（上田市役所）

「子育て子育ち支援課 児童手当」窓口
電話：**0268-23-5106**
(受付時間：平日8:30～17:15)
住所：〒386-0012 上田市中央6-5-39

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター
電話：**0120-252-071**
(受付時間：平日9:00～18:00)



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに上田市から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに上田市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。